

札幌市防災表彰要綱

平成8年12月25日

札幌市長

(目的)

第1条 この要綱は、札幌市表彰基準（昭和32年訓令第27号）の規定に基づく防災に関する表彰（札幌市消防職員等表彰規程（昭和28年消防長訓令第3号）に基づくものを除く。）の条件、期間等の必要事項について定めるものである。

(表彰の種類)

第2条 表彰は次の2種とする。

- (1) 表彰状の授与
- (2) 感謝状の授与

(表彰の条件)

第3条 表彰状は、個人又は法人若しくはこれに準ずるもの（以下「個人等」という。）が、本市の防災のために尽くし、次の各号に例示するような主として社会的、道義的な面において市政に寄与し、又は市民の模範となるような場合に授与する。

- (1) 自主防災の強化のために、率先して尽くし、市民の模範となる活動をしたとき
- (2) その他前号に準じ、本市の防災に寄与し、又は市民の模範となると認められたとき

2 感謝状は、個人等が本市の防災のために尽くし、次の各号に例示するような主として物質的、財政的な面において市政に寄与したと認められる場合に授与する。

- (1) 本市の地域防災計画において、重要な役割を担う支援協定などを締結したとき
- (2) その他前号に準じ、本市の防災に寄与したと認められたとき

(表彰状等の様式)

第4条 表彰状及び感謝状の様式は、危機管理対策室長が別に定めるものとする。

(表彰の期間)

第5条 表彰は、毎年10月末日までの功労に基づき、翌年の「防災とボランティア週間」（1月15日から21日まで）に行う。ただし、市長が必要と認めたときは、その都度行うことができる。

(表彰の手続)

第6条 局長（札幌市事務取扱規程（昭和23年訓令第44号）第2条に規定する局長をいう。）は、その所管する事務について、第3条に規定する表彰の条件に該当し、これを表彰することが適当であると認められるものがあるときは、毎年10月末日（前条ただし書の規定により、市長が必要があると認めたときは、その都度）までに功労実績を明らかにし、文書により危機管理対策室長に申請しなければならない。

(細目)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、危機管理対策室長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。
- 2 平成9年1月17日に行う表彰に関しては、第6条中「10月末日」とあるのは、「12月末日」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月11日から実施する。